

豊岡市手話言語条例（案）に対する意見の募集結果と市の考え

No.	条文番号	ご意見	市の考え（回答）
1		運用をすすめるにあたり、足りない面や改善すべき面も出てくると思います。 毎年、内容を検討する場を設定するべきだと思います。	条例の条文については、毎年の改正は予定しておりません。必要に応じて改正します。 条文に規定されている施策の見直し等については、関係者（当事者を含む）の意見をお聴きする機会を設けたいと考えています。
2		豊岡市手話言語条例（案）は、目的、理念ともにわかりやすく、簡潔にまとめられていると思います。 豊岡市が目指すいのちへの共感に満ちたまちづくりの一端を担う条例となるべく、全ての市民が手話が言語であることを認識し、お互いを尊重することを基本とすべしと謳っているのは素晴らしいと思います。 ただ、そのための施策が、「予算を組んで行う」と明記されていないため、現実味が薄く、ぼんやりとしている印象です。その点を改善すべきかと思っています。 県内の自治体で、一番最後の制定となるとのことで、素晴らしいものになることを期待しています。	条文には規定しておりませんが、第8条に規定する施策の推進にあたり、必要な予算の確保に努めます。
3		手話言語条例ができるにあたって、設置通訳者が少なく負担が大きいのではないかと思います。	設置手話通訳者の手話通訳業務については、大きく変わらないと見込んでいます。 それ以外の普及啓発等の施策の推進については、関係機関へ協力を求めながら行っていきたいと考えています。
4		私は、一年ほど前から手話を学び始めました。 ろう者の方々の生活についてはまだしっかりと理解はできていないのですが、手話は想像以上に自分の世界を広げてくれる言語だと実感しています。 条例（案）についてですが、手話と接する機会、手話言語や聴覚障害への理解を深め広げていく為の活動費等の予算付けの項目が見当たらないなと思いました。 手話を学ぶまで知らなかったのですが、豊岡市では手話サークルや養成講座、ろう者との交流会等、様々な活動を行っておられます。 きちんと予算があれば、条例（案）にもある全ての市民が手話言語を知ったり触れたりコミュニケーションをとったりすることができ、やさしい世界がもっと広がるのではないかなと思います。 これからろう者健聴者がお互い寄り添いあえる素晴らしい条例が施行されることを願っています。よろしくお願い致します。	No.2 のとおり
5	第6条	学校の役割について 手話への理解を広げるためには、幼児期からの学校での福祉教育が大切だと思います。 特に予算も必要になってくるかと思っています。 条例を推進するためには必要な予算はどうなっているのでしょうか？	条例の制定を機に、第6条に規定する学校等の役割の中で福祉教育の一つとして手話言語等に関する施策の推進に努めます。 予算については、No.2 のとおり。
6	第8条(3)	手話言語を必要とする乳幼児、児童又は生徒…の「手話言語を必要とする」とはどのような意味でしょうか？	「意思疎通や情報獲得のために手話言語を使用する、または使用しようとする」という意味です。
7	第8条(4)	豊岡市では現在設置通訳者が非正規雇用ですが、通訳者（士）は、聴覚障害者支援の専門的知識や技術を持って聴覚障害者の暮らしや命を守る専門職だと思います。このようなことから正規雇用としての配置が望ましいと思います。	設置手話通訳者の正規雇用は、他の自治体の状況なども参考にしながら検討していきたいと考えています。

No.	条文番号	ご意見	市の考え（回答）
8		施策の推進について 条例を制定して終了ではなく、定期的に継続して実施状況の点検や見直し等が必要だと思います。（行政、各種団体などが集まり意見交換などをする推進委員会など）	条文に規定されている施策の見直し等については、関係者（当事者を含む）の意見をお聴きする機会を設けたいと考えています。
9		保育園、小学校、中学校の授業で手話を取り入れる授業を入れて欲しい。手話に慣れ親しめる環境を作って欲しい。聾者だけが使うものとして扱わずに誰もが使えるようになるように小さい頃から親しめるようにして欲しい。	条例の制定を機に、第6条に規定する学校等の役割の中で手話言語等に関する施策の推進に努めます。
10		県内の市で一番最後の条例制定にあたり、期待を膨らませておりましたが、以下の2点について明記されておらず、形だけの、名ばかりの条例ではないかと懸念しております。 1. 財政措置が明記されていない。 条例を制定し、具体的な施策を展開するためには予算が必要となります。そのための根拠として財政措置の明記が必要と考えられます。明記されなくても予算を確保できるということはまず考えられません。	No.2 のとおり
11		2. 施策を進めるための意見交換の場、正式な会議を開催する予定はないのでしょうか。 条例制定にあたり、具体的な施策を進めるために手話を主たる言語として暮らしているろう者の方々、学識経験者等の意見、計画等の協議が必要となります。その意見交換や正式な協議の場を行うことについて明記されておらず、当事者や関係者抜きで進めようとするお考えでしょうか？	No.8 のとおり
12	前文 1行目	「音声言語である日本語と異なる言語であり」その前の「手話言語」を「日本手話言語」と言っていないので、「日本語」は不要。「言語」という単語も重複しすぎるので削除。	市民のみなさまに音声言語の意味を知っていただくため、原案のとおりとします。
13		ろう者の説明がわかりにくい。「手話を日常言語として用いる者」ではどうか。	全ての生活場面において、手話言語を使って生活するきこえない、きこえにくい人を表現するため、原案のとおりとします。
14	4行目	知識を蓄え、文化を創造するために手話を大切に育んだのではなく、手話を使うことと聞こえない環境がろう文化を作り上げている。「また、 <u>社会生活を営むために必要な言語として…</u> 」ではどうか。	前文中のろう者の定義と一部重複するため、原案のとおりとします。
15	7行目	自由に使用できないという甘い状況ではないので、「日常生活や社会生活でも手話言語を使いにくい環境でした。」ではどうか。	ご意見の主旨を踏まえ、内容について検討します。
16	9行目	表現が弱く感じる。「 <u>不自由を強いられてきました。</u> 」ではどうか。	手話言語を使用しにくい環境における精神的な負担も明記したいと考えるため、原案のとおりとします。
17	11行目	「手話は言語」→「手話 <u>が</u> 言語」	「手話は言語」は、言語の一つが手話であることを表現しているため、原案のとおりとします。
18	17行目	『手話言語条例』は、相手を思いやり寄りそうために作るものではない。『豊岡市のちへの共感に満ちたまちづくり条例』に関連づけるなら、「全ての市民が手話言語を知り、手話言語に触れ、互いに支え合い、 <u>人権侵害を受けることなく生き生きと社会参加するため、</u> 」はどうか。	手話言語条例の制定については、手話言語の施策をとおして、相手の思いを知ろうとする心や、相手に寄り添える心を育むことで、お互いを尊重して生きる地域社会の実現につながると考えるため、原案のとおりとします。

No.	条文番号	ご意見	市の考え（回答）
19	第2条	「手話言語及び…環境づくりについては、」は目的でわかるので不要。	第2条第1項の「手話言語及び聴覚障害への理解の促進、手話言語の普及並びに手話言語を使用しやすい環境づくり」については、基本理念を定めたものであり必要な条文であることから記載するものです。
20	第5条 3行目	合理的配慮は手話に限らず、合わない。「提供するよう努めるものとする。」はどうか。	ご意見の主旨を踏まえ、条文について検討します。
21	第7条 3行目	医療機関が関係機関と情報共有することは個人情報の関係で難しいのでは？例えば消防署や警察などの関係機関と連携することは必要かと思うので、「情報共有」ではなく「連携」ではどうか。	ご意見の主旨を踏まえ、条文について検討します。
22	第5～7条	事業者・学校・医療関係機関が責務を果たすために、丸投げではなく市の対応は無いのか。	第3条で施策の推進は市の責務であることを規定しています。その上で第4条から第8条においてそれぞれの役割を定めて、一緒に施策を推進します。
23	第8条	例えば手話奉仕員養成講座は第2号の環境整備に含まれるのか？第4号に含むのか？第4号は手話通訳者のためだけのことになっているので、「手話通訳者等の養成・確保・配置、派遣体制の拡充等、手話言語による意思疎通の支援に関する施策」はどうか。 第3号は手話言語を必要とする者に対する施策となっている。一般市民が手話言語に触れたり習得するための施策はどこに入るのか？これも第2号に含むのか。	手話奉仕員養成講座については第1号、第2号、第4号に、一般市民が手話に触れたり習得する施策については第1号、第2号により推進します。
24		条例は制定したらいいのではなく、実施する施策が実のある施策であるためには、PDCAサイクルではなく、PDCAサイクルが必要。 施策推進会議など、当事者を含む多様な立場から意見を聞く場が必ず開けるよう、条文の中に明記することが必要。 また、施策推進に伴い、必要な施策の予算確保が難しく実施できなくなることを防ぐよう財政措置の条文の明記が必要。 字数を減らすため言い切りの文章で失礼します。慎重に考えていただいた条例が、実効性のある素晴らしいものになることを期待しております。	No.8 及びNo.2 のとおり
25	第8条 (4)	「派遣体制の拡充」とはどういう意味ですか？	手話通訳者等の確保や養成、派遣経費等全てを含めた体制を意味します。
26		ろう者は聞こえない人、聞こえにくい人は難聴者であって、ひとくくりにろう者とするのは違うと思う。	ろう者・難聴者の捉え方は、その個人により様々であるため、条例においては、手話を言語として日常生活又は社会生活を営むきこえない、きこえにくい者をろう者として定義づけています。
27		施策の推進に当たっての協議の場は設けないのか？手話を言語としているろう者、学識経験者、手話通訳者等かかわりを持つ者との意見を聞き、協議はせずに行政だけでこの条例を施策推進するつもりなのか。	No.8 のとおり
28		財政措置の条文がない。施策を推進するためには何事にも予算が必要。ではどこからそれを作り出すのか、疑問に思う。財政措置の明記がないから予算はない、だからできないというようなことにならないように、財政措置は入れて欲しい。	No.2 のとおり
29		手話言語条例（案）を見ると、2点疑問に思うところがあります。 1 点目、予算について何も書かれていません。財政措置について明記をお願いします。	No.2 のとおり

No.	条文番号	ご意見	市の考え（回答）
30		2点目、施策推進会議についても書かれていません。施策推進会議について明記をお願いします。以上2点、よろしくお願いします。	No.8のとおり
31		①聴覚障害をきこえない・きこえにくいと表記してほしい。	他法の表記に合わせておりますので、原案のとおりとします。
32		②財政措置を入れてほしい。	No.2のとおり
33		③施策推進委員会といった協議する場を設けてほしい。	No.8のとおり
34	第1条	手話生活者である”ろう者”の記載がないが、あえて明記しない理由は何か。例えば”もってろう者を含む全ての市民が安心して生活…”なども可能ではなかろうか。	全ての市民はろう者も含まれるため、原案のとおりとします。
35	第8条	災害時におけるろう者への情報提供及び意思疎通を支援するための施策はoirないのか。	第8条第1項第2号の施策として、手話言語による情報提供等にかかる施策を検討します。
36		本市策の策定時にろう者等手話関係者の意見を聴いたり、実施状況を検証する記載はなくてよいのか。また、検証のための推進協議会等の設置はしないのか。	No.8のとおり
37		市長をはじめ市職員は、少しでも手話でコミュニケーションを取れるようにしてほしい。あいさつだけでなく他の単語も少しずつ使えるように。手話言語に対する理解普及の促進（例：病院・歯科医院・薬剤師・スーパーなどで手話言語で対応してもらえるように）。 警報や災害時の市からの情報通知について。今まではFAXで情報を送ってもらっていたが文章の内容を理解するのに大変。手話動画で情報を通知してほしい。普及啓発のため、広報誌に簡単な手話単語の掲載をしてほしい（QRコードで手話動画が見られるように）。	ご意見の主旨を踏まえて、内容について検討します。
38		手話を普及するための担い手として、手話通訳者の育成と身分保障について、何らかに形で条例に明記できないものか…と感じました。	第8条第1項第4号の施策として、手話言語による意思疎通の支援を行う者のための施策で検討します。
39		手話言語条例が制定された場合、手話への理解の促進を図り、手話が出来る人を増やすことが必要となります。地域の手話の普及の取り組みの促進、また、教育関係、事業者に対する手話普及の取り組みなど、必要な事業を行うための予算についても、検討していただいていることと思います。 この条例が、絵に描いた餅に終わらないよう、事業が行えるための予算作成にもご尽力いただきますよう、お願いいたします。	No.2のとおり
40		「手話言語条例」という名前を見ると、手話言語についてよく知らない市民の方は「聴覚に障害のある人の為だけの条例だろう」「手話を使う人の為の条例なんだろうな」「自分には関係無い」と思われるのではないかと考えます。条例を施行する前だけでなく、された後も市民の皆さんに手話言語のことや条例のことをもっともっと知ってもらふ工夫が必要ではないでしょうか。よろしくお願いします。	手話言語はろう者のためのものではなく、全ての方に必要な言語と考えます。みなさまに理解していただけるよう周知・啓発に努めます。